

◎新潟県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり三条土地改良区頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年5月26日

新潟県三条地域振興局長

1 管理規程を変更した者の所在及び名称

三条市中新30番60号

三条土地改良区

2 認可年月日

平成27年5月18日

3 認可した管理規程の概要

五十嵐川下流部頭首工（管理事務所、電気施設、その他の附帯施設を含む）の維持操作、その他の管理について必要な事項を定めたもの。